

【別紙】新旧対照表（平成 30 年 6 月 6 日公表）

NO.	資料名	頁	項目	旧	新
1	募集要項	16	第 4. 民間事業者の募集及び選定に関する事項 5. 提案価格の上限	<p>市は、提案価格書に記載された提案価格が予定額の範囲内であることを確認する。なお、提案価格は、「サービス対価の算定方法」に示す、支払の種類でタイプ A（定額制）・B（需要変動制）の総額、タイプ C（従量制）・D（実績制）の総額をそれぞれ上回っていないことを確認する。</p> <p>提案価格書に記載された提案価格が予定額の上限を越える場合は提案は無効となり、当該応募者は失格とする。</p> <p>なお、提案価格には消費税及び地方消費税の額を含まない。</p>	<p>市は、提案価格書に記載された提案価格の合計が、<u>下表に示す合計の額（95,222,472,000 円）</u>の範囲内であることを確認し、その価格を超える場合は提案は無効となり、当該応募者は失格とする。なお、「サービス対価の算定方法」に示す、支払いの種類でタイプ A（定額制）・B（需要変動制）の総額、タイプ C（従量制）・D（実績制）の総額については市が上限として想定した額であり、いずれかが超過した場合においても提案無効の対象にはならないが、超過した場合は提案価格の内訳について協議を行う場合もある。</p> <p>なお、提案価格には消費税及び地方消費税の額を含まない。</p>
2	募集要項	17	第 5. 優先交渉権者選定後の手続き等 2. 基本協定の締結	<p>市と優先交渉権者は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑な遂行を果たすための基本的義務に関する事項、優先交渉権者の代表企業、構成員及び協力企業の本事業における役割に関する事項、SPC の設立に関する事項等を規定した基本協定を締結する。</p>	<p>市と優先交渉権者は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑な遂行を果たすための基本的義務に関する事項、優先交渉権者の代表企業、構成員及び協力企業の本事業における役割に関する事項、SPC の設立に関する事項等を規定した基本協定を締結する。</p> <p><u>基本協定の締結後においても、市と事業者の協議が整わない場合は、市は、審査における合計点が第 2 位の者と契約交渉を行う。なお、当該協議が整うよう双方最大限の努力を行ったうえで、協議が整わない場合においては、基本協定書第 10 条第 6 項及び第 7 項は適用されないものとする。</u></p>
3	審査基準書	4	第 4. 審査の方法 2 提案価格の確認	<p>市は、提案書類の受付後、提案価格書に記載された提案価格が、募集要項「第 4. 5. 提案価格の上限」に示す提案価格の予定額の範囲内であることを確認する。なお、提案価格は、「サービス対価の算定方法」に示す、支払の種類でタイプ A（定額制）・B（需要変動制）の総額、タイプ C（従量制）・D（実績制）の総額をそれぞれ上回っていないことを確認する。</p> <p>提案価格書に記載された提案価格が予定額の上限を越える場合は提案は無効となり、当該応募者は失格とする。</p>	<p>市は、提案書類の受付後、提案価格書に記載された提案価格の合計が、募集要項「第 4. 5. 提案価格の上限」の表に示す<u>合計の額（95,222,472,000 円）</u>の範囲内であることを確認し、その価格を超える場合は提案は無効となり、当該応募者は失格とする。</p>

NO.	資料名	頁	項目	旧	新
4	審査基準書	5-6	第4. 審査の方法 4 加点審査 (3) 価格審査	<p>提案価格の得点については、内容審査後に、タイプA・Bの総額により行う。応募者中、タイプA・Bの総額が最低である者を1位とし、配点の満点である400点を付与する。</p> <p>他の応募者の得点は、1位の価格（最低提案価格）との比率により算出する。得点化の際は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを求める。</p>	<p>提案価格の得点については、内容審査後に、タイプA・Bの総額により行う。応募者中、タイプA・Bの総額が最低である者を1位とし、配点の満点である400点を付与する。</p> <p>他の応募者の得点は、1位の価格（最低提案価格）との比率により算出する。得点化の際は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを求める。</p> <p><u>ただし、タイプA・Bの総額が26,114,040,000円を上回る場合は、得点に0.8を乗ずる。</u></p> <p><u>(算定式にK値を追加 ※本編参照のこと。)</u></p>
5	基本協定書	3	第3条	(右記を追記)	<p><u>5 市及び優先交渉権者は、提案価格書に記載された提案価格の内訳について協議を行うことができる。</u></p> <p><u>6 前項の協議が整わない場合、市は、事業契約を締結しないことができる。この場合、第10条第6項及び第7項は、適用されないものとする。</u></p>
6	基本協定書	6	第8条	2 前項の契約保証金の提供額は、●円（※募集要項附属資料7「サービス対価の算定方法」に示すタイプA・Bの平成31年4月1日から始まる1年間の合計額の10分の1の金額）以上の金額とする。	2 前項の契約保証金の提供額は、●円（※募集要項附属資料7「サービス対価の算定方法」に示すタイプA・Bの平成31年4月1日から始まる1年間の合計額の <u>100分の5</u> の金額）以上の金額とする。